

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
大和川上流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 大和川上流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針

本取組方針について、各機関は、地域の実情等に
応じて必要な取組を実施するものとします。

令和4年3月31日

大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、
香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、
田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、
奈良県、奈良地方气象台、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、
国土交通省近畿地方整備局

目 次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	4
3. 大和川の概要	5
4. 現状の取組状況と課題	6
5. 減災のための目標	22
6. 概ね5年で実施する取組	23
7. フォローアップ	47

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての国管理河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

大和川上流部では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、地域住民の安全安心を担う沿川 3 市 8 町（奈良市、大和郡山市、天理市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町）、奈良県、奈良地方気象台、近畿地方整備局で構成される「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を平成 28 年 4 月 15 日に設立した。

その中で、大和川上流部は、笠置山地、金剛山地、生駒山地といった山地に囲まれた流域地形であり、低平部は奈良盆地となっている。奈良盆地には世界遺産である「法隆寺地域の仏教建造物」、「古都奈良の文化財」等数多くの寺社仏閣、史跡、名勝が存在し、文化的・歴史的資源に恵まれている。基幹交通は、JR 大和路線、JR 奈良線、近鉄奈良線等の鉄道や西名阪自動車道、国道 24 号、国道 25 号等の道路網が発達し、京阪神大都市圏の近郊地帯として発展がめざましい。

大和川上流部では、昭和 57 年台風 10 号により、大阪府との府県境に位置する王寺町で計画高水位を超過し、大規模な浸水が発生した。本協議会では、この時の教訓や、その後各地で頻発している洪水の教訓を踏まえ、「避難・防ぐ・回復」といったことに主眼をおいた取組方針を策定した。

その後、大和川上流部では、多くの支川が大和川に合流しており、洪水時は本

川水位の上昇に伴い、内水被害が発生しやすい特徴がある。また、国管理区間と県管理区間の外水氾濫原が重複している範囲もあるなど、その流域特性から水防災意識社会の再構築に向けたソフト対策等の取組には、情報共有や対策の効率化の観点から、水系一丸となって取組を推進していくことが望ましい。このため、平成 29 年 8 月 30 日の協議会規約の改訂に伴い、県管理区間 7 市 5 町 1 村（大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、大淀町）が、協議会メンバーとして加わった。

その後発生した平成 30 年 7 月豪雨では、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200 名を超える死者・行方不明者と多くの家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。

平成 30 年 7 月豪雨災害を受けて社会資本整備審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。

国土交通省は、これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成 31 年 1 月 29 日に改定した。具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時の実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充した。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 5 条に基づき作成した。

※本取組方針は、国管理区間（大和川、曾我川、佐保川）、県管理区間（大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川・米川・地藏院川・岩井川・能登川）を対象としたものである。

※本協議会で対象とする「大和川上流部」は、大阪府との境界である亀の瀬狭窄部から上流の奈良盆地を中心とした奈良県域をいう。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは以下のとおりである。

参加機関	構成メンバー
奈良市	市長
大和高田市	市長
大和郡山市	市長
天理市	市長
橿原市	市長
桜井市	市長
御所市	市長
生駒市	市長
香芝市	市長
葛城市	市長
平群町	町長
三郷町	町長
斑鳩町	町長
安堵町	町長
川西町	町長
三宅町	町長
田原本町	町長
高取町	町長
明日香村	村長
上牧町	町長
王寺町	町長
広陵町	町長
河合町	町長
大淀町	町長
奈良県	県土マネジメント部長 奈良土木事務所長 郡山土木事務所長 高田土木事務所長 中和土木事務所長 吉野土木事務所長
奈良地方気象台	台長
西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部長
近畿日本鉄道株式会社	大阪統括部 施設部長
近畿地方整備局	大和川河川事務所長

3. 大和川の概要

大和川は、水源を笠置山地に発して初瀬川溪谷を下り、奈良盆地周辺の山地より南流する佐保川、秋篠川、富雄川、竜田川、北流する寺川、飛鳥川、曾我川、葛下川等の大小の支川を合わせながら西流する。その後、大阪府と奈良県の府県境にある亀の瀬狭窄部を経て河内平野に入り、和泉山脈を水源とする左支川石川、東除川、西除川を合わせ、浅香山の狭窄部を通過し、大阪湾に注ぐ幹川流路延長 68km、流域面積 1,070km² の一級河川である。

大和川上流部は、奈良盆地を囲む笠置山地、金剛山地、生駒山地といった山地流域であり、大和川は、その東縁をなす笠置山地に源流を発し、標高 300m~500m 程度の山間部を南西へ流れ、三輪山の麓から奈良盆地へ注ぐ。

奈良盆地では、放射状に広がる多くの支川が本川に集中して合流するため、水位が急激に上昇し、河川のはん濫や内水被害が発生しやすい地形となっている。さらに、昭和 30 年代後半から流域の都市化が急速に進み、水田・ため池等の保水機能が減少している。

また、亀の瀬狭窄部の上流付近は、勾配の緩い地形特性と狭窄部の堰上げにより、洪水時に本川水位が急激に上昇し、洪水はん濫や内水浸水等の水害を受けやすい地形的特性を有している。



昭和 57 年 (1982 年) には、8 月 2 日に柏原地点において約 2,500m³/sec の流量を記録した戦後最大となる洪水が発生した。大和川本川では、1 日から 3 日にかけて、亀の瀬狭窄部の上流付近では計画高水位を超えたほか、奈良県内や大阪府内の支川のはん濫や内水浸水の発生により、21,956 戸の家屋が浸水する等の被害が生じた。

大和川上流部の治水対策は、洪水調節施設 (遊水地) の整備や流域総合治水対策等を実施している。



4. 現状の取組状況と課題

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、多数の孤立者が発生する要因の一つとなった避難指示等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分に出来なかったことは、これまでの水害対策に課題があることを浮き彫りにした。

大和川上流部において、戦後最大規模の昭和 57 年台風 10 号の他、各地で頻発している洪水の教訓及び、参加機関が現在実施している主な減災に係る取組状況から見えてきた主な課題の概要は以下のとおりである。

【避難】

避難経路の周知や広域避難に向けた調整、要配慮者利用施設の避難対策等が十分でないことが挙げられ、河川のはん濫や内水被害が発生しやすい上流部では住民等が主体的に避難行動するため取組を充実させる必要がある。

【防ぐ】

大和川上流部において、昭和 57 年水害の再度災害防止を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策、及び流域全体で実施する総合治水対策を実施しているが、被害拡大を防ぐといった観点では、計画堤防断面に満たない区間が存在することや、水防団（消防団）等との情報伝達の訓練が十分でない等といった水防活動に関わる課題が挙げられる。これら課題への対応を通じて、住民等の避難時間を一秒でも確保する取組が必要である。

【回復】

大規模な洪水氾濫による経済への影響が極めて大きいことから、現状の状態で早期に回復させるため、氾濫水を円滑かつ迅速に排水するための検討や、大規模工場等への水害対策等の啓発活動への対応が課題となっている。

以上の課題を踏まえ、大和川上流部の大規模水害に備えて「避難・防ぐ・回復」に対する具体的取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

4-1 国管理区間（大和川・佐保川・曾我川）

参加機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題の詳細は、以下のとおりである。

（1）情報伝達等に関する事項

凡例 現状：○、課題：●
アルファベット（A, B, C等）：課題の整理記号

項目	現状(○)と課題(●)	
想定される浸水リスクについて	○大和川水系の国管理区間において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を大和川河川事務所のHP等で公表（公表河川：大和川、佐保川、曾我川）している。	
	●洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域に対する住民の理解や、住民等に対する周知が十分でない。	A
避難指示等の発令基準について	○一部の自治体（作成中）を除き、避難指示等の発令基準を避難指示等の判断・伝達マニュアル等に定め、その内容に基づき発令している。	
	●避難指示等の発令基準の住民等に対する周知が十分でない。	B
	●避難が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される。 ●空振りの避難指示等が多発した場合に信憑性が薄れ、避難率の低下が懸念される。	C

項目	現状(○)と課題(●)	
避難場所、避難経路の指定について	<p>○避難場所の住民等への周知は、防災マップやハザードマップに記載し、住民に配布している。</p> <p>○一部の自治体は、避難経路を防災マップやハザードマップに記載している。</p>	
	<p>●ハザードマップは配布されているが、見られていない家庭もあり、避難場所の周知が十分でないことが懸念される。</p> <p>●避難場所を指定されている自治体においても、避難経路が指定されていない場合がある。</p>	D
広域避難について	<p>○同一県内の他の市町村の区域における一時的な滞在を考慮した広域避難計画が具体化されていない。</p>	
	<p>●避難場所や避難所までのルートが浸水（外水氾濫水または内水氾濫水により）する。</p> <p>●広域避難計画がなく、近隣市町との調整についても実施に至っていない。</p>	E
住民等への情報伝達の方法について	<p>○伝達方法としては、自治会組織（自治会長）への連絡、エリアメール、WEB、防災行政無線、広報車の利用及び、ラジオテレビ等報道機関への協力要請等が実施されている。</p>	
	<p>●WEB などにより情報提供を実施しているが、住民等に対し切迫感が伝わっていない。</p> <p>●防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</p> <p>●防災情報が高齢者に伝わっていない。</p>	F

項目	現状(○)と課題(●)	
避難誘導體制について	<p>○市町職員、消防団員、警察署、自主防災組織が連携して、避難誘導を行っている。</p> <p>○避難行動要支援者に対しては、地域住民、自主防災組織等と連携し、避難誘導を行っている。</p>	
	<p>●避難訓練が実施されていない場合や、自主防災組織主体の自治体もある。</p> <p>●避難者の高齢化に配慮した避難計画となっていない。</p> <p>●夜間などの避難指示等発令時期のタイミングが難しい。</p> <p>●要配慮者利用施設等の避難誘導體制の整備が必要。</p>	G
要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等防災上配慮を要する者が利用する施設）の避難対策について	<p>○半数程度の施設所有者・管理者は、避難計画を作成し、避難訓練を実施している。</p>	
	<p>●避難計画に基づく避難訓練を実施している施設所有者・管理者は少ない。</p> <p>●円滑かつ迅速な避難を実現するため、避難計画を作成していない施設所有者・管理者へ情報提供し、作成の拡大が必要。</p>	H
避難訓練の実施について	<p>○半数程度の自治体で避難場所までの避難訓練をしているが、大和川の氾濫被害を対象に訓練を実施している自治体は少ない。</p>	
	<p>●ハザードマップをもとに大和川の氾濫被害を対象とした訓練を継続的に実施することが必要。</p>	I

項目	現状(○)と課題(●)	
災害教育について	○全ての自治体で、小中学校や地域を対象に水災害教育を実施している。	
	●住民の防災意識・知識は十分でなく、水災害教育の取り組みの充実・継続が必要。	J
まるごとまちごとハザードマップについて	○半数程度の自治体での設置に留まっている。	
	●訓練での活用が十分でない。 ●図上だけでなく現地において浸水深・避難場所等を事前に知らせておくことが重要であり、広報活動による周知や、さらなる整備の推進が必要。	K
避難に関する啓発活動について	○広報を実施したり資料を作成し、周知している。	
	●水防災意識の伝承が必要。 ●防災に関して関心が低い人に対する効果的な啓発活動が十分でない。	L
市町庁舎等の災害時における対応	○堤防の決壊等に対する対応策が十分でない自治体もある。	
	●大規模氾濫時に市役所等災害基地が水没すると機能が低下・停止する。 ●一部の災害拠点病院が浸水想定区域内にある。	M
大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動について	○相談があった場合に協議している自治体があるが、ほとんどの自治体が実施に至っていない。	
	●地域経済に多大な影響を及ぼす大規模工場等への水害対策等の啓発活動が十分でない。	N

(2) 水防に関する事項

項目	現状(○)と課題(●)	
水防団（消防団）等との情報共有について	○ほとんどの自治体は、水防団等との情報共有をしているが、毎年連絡体制等を確認する程度である。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●伝達訓練をしている自治体は少ない。 ●情報伝達の訓練を含む情報提供の継続性が必要。 ●出勤初期体制の混乱や連絡体制の不備による水防活動が遅れる恐れがある。 ●担当エリアに隣接する地区との重要水防箇所に関する情報・認識が不十分。 	0
水防体制	○半数以上の自治体が水防倉庫だけでなく、水防倉庫以外にも水防用の資機材を備蓄している。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●資機材の充実が必要。 ●水防資材の点検管理の徹底（資材補充等の的確性）が必要。 	P
	○一部の自治体で、水防団等を含む関係機関が連携した実働水防訓練を実施している。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●実働水防訓練の実施に至っていない自治体が多い。 ●訓練が定期的に毎年実施されていない自治体が多く、継続性の確保も課題。 	Q
	○半数以上の自治体が水防団等の組織を維持するため、団員の募集などに積極的に取り組んでいる。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●水防団（消防団含む）構成員の高齢化が進んでいる。 ●自主防災組織の組織率が低い。 	R

項目	現状(○)と課題(●)	
河川水位等に係る情報提供について	○半数程度の自治体に留まっているが、市町のホームページ等に大和川の河川水位等をリアルタイムで見れるように大和川河川事務所HPの「リアルタイム観測情報マップ」又は国土交通省HPの「川の防災情報」とリンクを貼っている。	
	●ライブ映像をホームページで提供しているが、箇所は限られており、各市町の防災対策や住民の避難行動の判断に必要な箇所に対して十分でない。	S

(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状(○)と課題(●)	
氾濫水の排水について	○外水氾濫水を排水するポンプ施設はない。 ○内水排水のポンプを整備しているのは一部の自治体のみ。 ○外水及び内水の氾濫水を迅速に排水するための計画が必要と考えている。	
	●内水排水のポンプ施設はあるが、外水氾濫水を排水するポンプ施設がない。 ●排水計画がなく、円滑な排水実施上の課題がある。 ●決壊を伴う大規模氾濫時等における排水機場等の操作に関わる情報が関係機関に共有されていない。 ●既存内水排水ポンプ施設等の活用の課題がある。 ●排水路、排水施設等に係る情報が関係者間で共有されていない。	T

(4) 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状(○)と課題(●)	
排水施設の耐水化について	○内水排水ポンプ場等の排水施設において耐水化(門扉等の水密化など)が図られている施設がある。	
	●耐水化されている施設が少ない。	U
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○現在の堤防の高さや幅、過去の漏水実績などから、河川改修を実施してきている。	
	●計画堤防断面に対して、高さや幅が不足している区間や、浸透・侵食に対して安全性が確保されていない区間があり、洪水により氾濫する恐れがある。 ●河川改修の完了には時間、費用を要する。	V

4-2 県管理区間

参加機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題の詳細は、以下のとおりである。

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

凡例

現状：○、課題：●
アルファベット（AA, AB, AC等）：
課題の整理記号

項目	現状（○）と課題（●）	
避難指示等の発令基準について	○水位周知河川においては、一部の自治体を除いて発令基準を定めている。また、水位周知河川以外においては、一部の自治体を除き必要性は低い。	
	●未策定の自治体においては水位情報や浸水想定区域図をもとに発令基準を定める必要がある。また、奈良県において想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成済みであり、この結果を踏まえて洪水による被害の程度に応じた避難指示等の発令基準を設定する必要がある。	AA
ホットラインの整備について	○県と市町村の間でホットラインは整備されている。	
	●運用して間もないため、上手く活用されていないケースも見られた。迅速かつ適切な情報伝達体制づくりが必要である。	AB

項目	現状（○）と課題（●）	
タイムラインの整備について	○県とのタイムラインについては、未整備の自治体もあるが、必要性を感じている。	
	●想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を踏まえてタイムラインの整備を進める必要がある。	AC
住民等への情報伝達の方法について	○伝達方法としては、防災行政無線や広報車による呼びかけ、ホームページやメール等による情報伝達が実施されている。	
	●各手段に長短があり、全住民に伝えることが難しい。住民に対して情報収集手段の周知を進めていく必要がある。	AD
避難場所、避難経路の指定について	○ほとんどの自治体で避難経路を定めていない。また、避難訓練を実施できていない自治体がある。	
	●避難経路策定については経路が多岐にわたるため、経路選定の手法を構築する必要がある。	AE
避難訓練の実施について	○避難訓練を実施していない又は実施状況を把握できていない自治体がある。	
	●自主防災組織（自治会）主体で実施する自治体が多い。地元住民との連携強化が望まれる。	AF

項目	現状（○）と課題（●）	
広域避難について	○一部の自治体で広域連携の体制を整備している（整備予定含む）。	
	●洪水浸水想定区域図を踏まえ、広域連携の必要性を再確認する必要がある。	AG
避難誘導體制について	○一部の自治体で避難誘導體制を確立している。	
	●自主防災組織（自治会）との連携強化、避難経路策定等により、避難誘導體制の整備・状況把握を進めていく必要がある。	AH
要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等防災上配慮を要する者が利用する施設）の避難対策について	○多くの自治体で現状を把握しているが、情報伝達方法の策定は一部の自治体にとどまっている。	
	●福祉部局と連携して要配慮者利用施設の状況把握と情報伝達体制を進めていく必要がある。	AI
観測体制の充実について	○雨量・水位の観測体制やカメラによる監視体制については、一部の自治体で拡充が必要と感じている。	
	●設置の要望箇所を把握するとともに、計画的に設置していく必要がある。	AJ

(2) 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項目	現状 (○) と課題 (●)	
想定される浸水リスクについて	○一部の自治体を除き、水害ハザードマップを作成・公表している。	
	●想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえ、水害ハザードマップを作成する必要がある。	AK
水防法改正に伴う浸水リスク(浸水実績)の公表について	○水防法改正にともない、浸水実績等による浸水リスク公表が義務化されたが、公表済みは一部の自治体にとどまっている。	
	●浸水実績の記録、作図、公表の一連の仕組みを整備する必要がある。	AL
まるごとまちごとハザードマップについて	○県管理区間沿川での導入は一部の自治体にとどまっている。	
	●想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を受けて浸水リスクを評価し、設置候補の選定と整備実施を進めていく必要がある。	AM
災害教育について	○一部の自治体で教育に組み込んでいる。	
	●国からの情報提供を踏まえてカリキュラムの見直しと授業実施を進めていく必要がある。	AN

項目	現状（○）と課題（●）	
避難に関する啓発活動について	○防災に関して広報や資料配付を実施し、周知している。	
	●防災に関する広報・啓発活動を引き続き実施していく必要がある。	AO
河川水位等に係る情報提供について	○情報提供は一部の自治体にとどまっている。	
	●整備が比較的容易なホームページリンクや奈良県が運用するアラームメールの周知・活用等を進めていく必要がある。	AP

(3) 水防体制の強化に関する事項

項目	現状 (○) と課題 (●)	
水防体制について	○多くの自治体で出動基準を定めている。 ○水防団においては高齢化が進んでおり、団員募集を実施している。 ○水防資機材が不足していると認識する自治体がある。	
	●水防体制の維持については今後も継続して実施していく。なお、不足する資機材は順次整備を進める必要がある。	AQ
水防活動における情報伝達・共有について	○情報伝達については問題なく実施されている。	
	●情報伝達訓練等により実効性を高めていく必要がある。	AR
水防活動に関する点検・訓練実施について	○重要水防箇所の点検や水防訓練を実施していない自治体がある。	
	●水防活動の実効性を確保するためにも、点検や訓練を実施していく必要がある。	AS
水防活動における情報伝達・共有について	○多くの自治体で河川水位等の情報提供が実施されていない。	
	●整備が比較的容易なホームページリンクや奈良県が運用するアラームメールの周知・活用等を進めていく必要がある。	AP

(4) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

項目	現状 (○) と課題 (●)	
施設・電源の耐水化について	○ほとんどの自治体で庁舎の耐水化が実施されておらず、今後も未定である。 ○非常用電源については、浸水による機能停止が懸念される。	
	●庁舎や電源の耐水化を進めるとともに、現状において浸水した場合を想定した対応手順等を整理しておく必要がある。	AT

(5) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状 (○) と課題 (●)	
排水施設以外の浸水軽減対策について	○多くの自治体で雨水貯留施設等の整備を進めている。	
	●排水施設等の整備を継続して進めていく必要がある。	AU
氾濫水の排水について	○多くの自治体で可搬型ポンプ等を導入している。ただし、外水氾濫水を排水するポンプ施設がない。	
	●氾濫水を排水するポンプ施設の整備は難しい側面がある。そこで、自然排水が困難で長期浸水が懸念される地区に対応して可搬型ポンプ等の導入を進めていく必要がある。	AV

(6) 浸水被害軽減に関する事項

項目	現状 (○) と課題 (●)	
浸水被害軽減に向けた土地利用規制等の取組みについて	○ほとんどの自治体で土地利用規制に関する取組みは実施されていない。	
	●奈良県において、総合治水条例に基づく浸水リスク(市街化編入抑制区域)を公表していく予定である。浸水実績図等を含め、これらを活用して土地利用規制等の仕組みづくりを進めていく必要がある。	AW
大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動について	○多くの自治体で実施にいたっていない。	
	●地域経済に多大な影響を及ぼす大規模工場等への水害対策等の啓発活動を実施していく必要がある。	AX

(7) 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状 (○) と課題 (●)	
堤防等河川管理施設の整備状況	○大和川水系河川整備計画に基づき、河川改修を実施してきている。	
	●計画堤防断面に対して、高さや幅が不足している区間があり、洪水により氾濫する恐れがある。 ●河川改修の完了には時間・費用を要する。	AY

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各参加機関が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

水位上昇が特に早い大和川上流部の特性を踏まえ、大規模水害に対して、「迅速、的確かつ主体的な避難」と、「確実な水防対応」ができる地域社会を目指す。

【目標達成に向けた3本柱】

上記目標達成に向け、大和川上流部において昭和57年水害の再度災害防止を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策、及び流域全体で実施する総合治水対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

1. (避難) 急激な水位上昇及び浸水に対して迅速、的確かつ主体的な避難行動のための取り組み
2. (防ぐ) 一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への取り組み
3. (回復) 氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする取り組み

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各参加機関が取り組む主な内容（取組項目・目標時期・取組機関）は次のとおりである。

3市8町：奈良市、大和郡山市、天理市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町

(1) 国管理区間（大和川・佐保川・曾我川）

1) 洪水を河川内で安全に流す対策

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項 ・長安寺地区の河道掘削等 ・目安地区の侵食対策 ・神南地区の侵食対策 ・泉台地区の浸透対策 ・窪田地区の浸透対策 ・藤井地区の侵食対策	V	実施済み 実施済み 実施済み 実施済み 実施済み	近畿地整
・土砂・洪水氾濫への対策 【砂防・都道府管理河川】 ○協議会の場等において、土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所について情報を共有。 ○砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討・調整。		令和7年度	近畿地整

<p>・重要インフラの機能確保</p> <p>【下水道・国・都道府管理河川】</p> <p>○2018年の緊急点検を踏まえ、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される地方公共団体及び河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。</p> <p>○予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効率的な内水排除方法を関係機関で連携して検討し、順次実施。</p> <p>【下水道】</p> <p>○浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。</p> <p>○各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。</p> <p>○浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防災軽減策の支援を推進。</p>	<p>令和7年度</p>	<p>川西町、王寺町、河合町</p>
---	--------------	--------------------

2) 「1. (避難) 急激な水位上昇及び浸水に対して迅速、的確かつ主体的な避難行動ための取り組み」

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<p>■避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の発令基準の設定 ・避難指示等の発令基準の周知 (HPでの公開等) 	B	<p>実施済み。今後フォローアップ</p> <p>実施済み。今後フォローアップ</p>	<p>3市8町</p> <p>3市8町</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新 ・タイムラインの作成・更新支援 	C	<p>令和7年度</p> <p>実施済み。今後フォローアップ</p>	<p>3市8町</p> <p>奈良県、奈良地方気象台、近畿地整</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインに基づく訓練の実施 	C G I M	令和7年度	協議会全体

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> ・多機関連携型タイムラインの拡充 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。 ○主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。 		令和7年度	奈良市、大和郡山市、天理市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町、奈良地方気象台、近畿地整、各鉄道会社
<p>■ハザードマップの作成・周知等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表 	A	<p>実施済み。今後フォローアップ</p> <p>実施済み。今後フォローアップ</p>	<p>近畿地整</p> <p>近畿地整</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難に向けた調整及び検討 	E	令和7年度	奈良市、大和郡山市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町
<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難を考慮したハザードマップへの更新・周知 	D E	令和7年度	奈良市、大和郡山市、三郷

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
	I		町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町
・まるごとまちごとハザードマップの整備・更新・周知（訓練への活用）	K	令和7年度	大和郡山市、天理市、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町、近畿地整
・避難場所並びに避難経路の指定・更新及び周知	D	令和7年度	3市8町
<p>・応急的な退避場所の確保</p> <p>【国・都道府管理河川共通】 ○協議会等の場において、応急的な退避場所の必要性について検討に着手。 ○新たに市町村が退避場所の整備等を行う場合には、3カ年緊急対策で発生する建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。 ○安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要がある地域において退避場所の整備。 ○洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。</p>		令和7年度	大和郡山市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町
<p>・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進</p> <p>【国・都道府管理河川、砂防共通】 ○モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。</p>		令和7年度	3市8町

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援 	G H	令和4年度	協議会全体
<ul style="list-style-type: none"> ■防災教育や防災知識の普及に関する事項 小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施 	A F B H C J L	令和7年度	協議会全体
<ul style="list-style-type: none"> 水災害意識啓発の広報 	A H B L	実施済み。今後フォローアップ	協議会全体
<ul style="list-style-type: none"> 共助の仕組みの強化 <p>【国・都道府管理河川共通】 ○市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ○協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ○要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ○地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。</p> <p>【国管理河川】 ○引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。</p>		令和7年度	3市8町

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<p>■避難行動のためのリアルタイム情報発信等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同報系防災行政無線等の整備 	F	令和7年度	3市8町
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動の判断に必要な河川水位に関する情報提供（必要箇所の拡大、大和川水位情報提供サイトのリンク貼付等） 	S	令和7年度	3市8町、近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> ・メール情報配信システムの構築、利用登録促進 ・スマートフォン等を活用したリアルタイムの情報提供ならびにプッシュ型情報発信のための整備 	F	実施済み。今後フォローアップ 実施済み。今後フォローアップ	3市8町 王寺町 近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報文の改良と運用 	C F	実施済み。今後フォローアップ	奈良地方気象台、近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> ・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理 <p>【国・都道府管理河川共通】 ○危険レベル（警戒レベル）の導入に関し、洪水予報警報及び水位周知の発表形式の見直しを行い、発表情報の参考となる警戒レベルが分かる発表文にて運用。 ○関係機関との連携のもと、各種防災情報における住民自らの行動（避難準備や避難開始）のための</p>		実施済み。今後フォローアップ	奈良地方気象台、近畿地整

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<p>トリガーとなる情報を明確化し、これらのトリガー情報について適切なタイミングで緊急速報メールを配信するための仕組みを構築。</p> <p>○水害・土砂災害に関する緊急速報メールについて、緊急性とその内容が的確に伝わるよう、配信文例を作成し関係者間で共有し、自治体にも周知。</p> <p>○2018年の緊急点検を踏まえ、これまで別々に管理されてきた水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムによる情報提供を開始。</p> <p>【砂防】</p> <p>○危険レベル(警戒レベル)を踏まえた土砂災害警戒情報を発表できるよう、参考となる発表文を見直し、運用。</p>			
<p>・洪水予測や河川水位の状況に関する解説</p> <p>【国管理河川】</p> <p>○状況の切迫性が効果的に伝わる解説となるよう、解説を行う際の体制や、解説のタイミングとその内容等について整理。</p> <p>○出水時に、国土交通省職員普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。</p>		令和7年度	近畿地整
<p>・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供</p> <p>【砂防】</p> <p>○スネークライン*の公表等の土砂災害警戒情報を補足する情報に関する先進的な取組事例を協議会等の場を通じて都道府県に共有。</p> <p>○既存システムの改修に合わせて、順次スネークラインの公表等を実施。</p> <p>※スネークライン図は、縦軸を短期の降雨を表す指標の「60分間雨量」、横軸を長期の降雨を表す指標の「累加雨量指数」として、土砂災害発生の危険度を雨の降り始めから現在、そして3時間後の予測までの折れ線グラフで表したものです。この折れ線は、その変化の様子が蛇の動きに似ていることから「スネークライン」と呼ばれています。</p>		令和7年度	奈良市、大和郡山市、天理市、三郷町、王寺町、広陵町、河合町、奈良県、奈良地方気象台
<p>・簡易水位計、量水標、CCTVカメラの設置</p>	S	実施済み。今後フォローアップ	近畿地整

3) 「2. (防ぐ) 一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への
取り組み」

主な取組項目	課題の 整理 記号	目標時期	取組機関
■水防活動の強化に関する事項 ・水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施	O P Q	令和7年度	協議会全体
・水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	R	令和7年度	3市8町
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施(水防資材の点検管理含む)	O P Q	令和7年度	協議会全体
・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備(自家発電装置等の耐水化など)	M	令和7年度	奈良市、大和郡山市、三郷町、川西町、王寺町、広陵町、近畿地整
■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項 ・重要水防箇所の情報共有と関係市町等との共同点検の実施	O	令和7年度	奈良市、大和郡山市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町、奈良県、奈良地方气象台、近畿地整

主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関
<p>■防災気象情報の改善に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メッシュ情報の充実（さまざまな地理情報との重ね合わせ 等）・利活用の促進 ・警報等における危険度を色分け表示（分かりやすい表示） 	F	<p>実施済み。今後フォローアップ</p> <p>実施済み。今後フォローアップ</p>	<p>奈良地方気象台</p> <p>奈良地方気象台</p>
<p>■危機管理型ハード対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防天端の保護 ・裏法尻の補強 	V	<p>実施済み。今後フォローアップ</p> <p>R7年度</p>	<p>近畿地整</p> <p>近畿地整</p>

4) 「3. (回復) 氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする
取り組み」

主な取組項目	課題の 整理 記号	目標時期	取組機関
<p>■排水活動及び施設運用の強化に関する取組事項</p> <p>・大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車の設置箇所等、排水に関する検討</p>	T U	令和7年度	奈良市、大和郡山市、三郷町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町、奈良県、近畿地整
<p>・排水に関する訓練の実施</p>	T	令和7年度	奈良市、大和郡山市、三郷町、川西町、三宅町、王寺町、広陵町、河合町、奈良県、近畿地整
<p>・排水設備の耐水性の強化</p> <p>【下水道・国管理河川】 ○浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。 ○2018年の緊急点検を踏まえ、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。</p>	U	令和7年度	奈良市、川西町、三宅町、王寺町、河合町、近畿地整
<p>・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動</p>	N	令和7年度	奈良市、大和郡山市、川西町、王寺町、広陵町、河合町

(2) 県管理区間（大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川・米川・地藏院川・岩井川・能登川）

1) 洪水を河川内で安全に流す対策

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画に基づく河川改修の実施 ・河道内樹木の伐採や河道内堆積土砂の除去等 	AY	令和7年度	奈良県
<p>・本川と支川の合流部の対策</p> <p>【国・都道府管理河川共通】 ○2018年の緊急点検を踏まえ、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。</p>		令和7年度	奈良県
<p>・多数の家屋や重要施設等の保全対策</p> <p>【国・都道府管理河川共通】 ○2018年の緊急点検を踏まえ、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ○関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。</p>		令和7年度	奈良県
<p>・土砂・洪水氾濫への対策</p> <p>【砂防・都道府管理河川】 ○協議会の場等において、土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所について情報を共有。 ○砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討・調整。</p>		令和7年度	奈良県、 近畿地整

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>・重要インフラの機能確保(排水機能の確保による)</p> <p>【下水道・国・都道府管理河川】 ○2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される地方公共団体及び河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ○予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効率的な内水排除方法を関係機関で連携して検討し、順次実施。</p> <p>【下水道】 ○浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。 ○各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ○浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防災軽減策の支援を推進。</p>		令和7年度	奈良県、近畿地整
<p>■河川管理の高度化・充実に關する事項</p> <p>・樋門・樋管等の無動力化、人員等の運用体制の確保</p>	AQ AR AY	令和7年度	大和郡山市、御所市、三郷町、斑鳩町、安堵町、三宅町、田原本町、王寺町、河合町、奈良県

2) 「1. (避難) 急激な水位上昇及び浸水に対して迅速、的確かつ主体的な避難行動のための取り組み」

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>■県～市町村間のホットラインの整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホットライン構築による県・市町村の連絡体制強化、住民への情報提供の確実な実施。 	AB	実施済み。今後フォローアップ	10市13町1村、奈良県、近畿地整
<p>■避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の発令基準の設定 ・水位周知河川以外における発令基準検討 	AA	引き続き実施 令和7年度	10市13町1村、奈良県、近畿地整
<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新 ・タイムラインの作成及び更新に関する支援 ・タイムラインに基づく訓練の実施 	AC	令和7年度	<p>10市13町1村、奈良県、近畿地整、奈良地方気象台</p> <p>奈良県、近畿地整、奈良地方気象台</p> <p>10市13町1村、奈良県、近畿地整、奈良地方気象台</p>

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>・多機関連携型タイムラインの拡充</p> <p>【共通】 ○ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。 ○主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロッグ多機関連携型タイムラインを順次展開。</p>		令和7年度	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、奈良県、近畿地整、奈良地方気象台、各鉄道会社
<p>■ハザードマップの作成・周知等に関する事項</p> <p>・想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表</p>	AK	実施済み。今後フォローアップ	奈良県、近畿地整
<p>・ダム操作に関わる情報提供や住民周知のあり方の検討</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ○2018年の緊急点検を踏まえ、ダム操作に関わる情報提供や住民周知のあり方について課題のある箇所において対策を実施。</p>		令和7年度	奈良県、近畿地整
<p>・浸水ナビへの実装</p> <p>【都道府県管理河川】 ○県管理河川において、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図について公表に合わせ、浸水ナビに順次実装。</p>		令和7年度	奈良県、近畿地整

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
・水害ハザードマップへの反映		令和7年度	10市13町1村、奈良県
・改正水防法への理解促進、浸水実績図の公表に向けた仕組みづくり	AL	令和7年度	10市13町1村、奈良県
<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難に向けた調整及び検討 ・広域避難を考慮したハザードマップへの更新・周知 ・ハザードマップポータルサイトへの掲載 <p>【国・都道府県管理河川等】 ○公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域（想定最大規模）を掲載。</p>	AG	令和7年度	奈良市、大和高田市、大和郡山市、桜井市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、広陵町、河合町、大淀町、奈良県、近畿地整
・まるごとまちごとハザードマップの検討	AL AM	令和7年度	10市13町1村、奈良県、近畿地整

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> 避難場所並びに避難経路の指定・更新及び周知 	AF AE AH	令和7年度	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、奈良県
<ul style="list-style-type: none"> 応急的な避難場所の確保 <p>【国・都道府管理河川共通】 ○協議会等の場において、応急的な退避場所の必要性について検討に着手。 ○新たに市町村が退避場所の整備等を行う場合には、3カ年緊急対策で発生する建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。 ○安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要のある地域において退避場所の整備。 ○洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。</p>		令和7年度	奈良市、大和高田市、大和郡山市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町
<ul style="list-style-type: none"> 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 <p>【国・都道府管理河川、砂防共通】 ○モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。</p>		令和7年度	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、河合町、大淀町 近畿地整、奈良地方気象台

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設の現状把握 ・要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援 	AI	実施済み。今後フォローアップ 令和4年度	10市13町1村、奈良県
<ul style="list-style-type: none"> ■防災教育や防災知識の普及に関する事項 ・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施 ・水害リスクの程度に応じた水災害意識啓発の広報（出前講座の実施） ・住民参加型の避難訓練の実施状況、今後の予定等の共有 <p>【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ○関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。</p>	AN A0	令和7年度 令和7年度	10市13町1村、奈良県、近畿地整、奈良地方気象台 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、奈良県、近畿地整、奈良地方気象台

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>・ 共助の仕組みの強化</p> <p>【国・都道府管理河川共通】 ○市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ○協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ○要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ○地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。</p>		令和7年度	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、奈良県、奈良地方気象台
<p>■避難行動のためのリアルタイム情報提供等に関する事項</p> <p>・リアルタイム情報の沿川住民への提供等</p>	AD AP	実施済み。今後フォローアップ	10市13町1村、奈良県

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理</p> <p>【国・都道府管理河川共通】 ○危険レベル（警戒レベル）の導入に関し、洪水予報警報及び水位周知の発表形式の見直しを行い、発表情報の参考となる警戒レベルが分かる発表文にて運用。 ○関係機関との連携のもと、各種防災情報における住民自らの行動（避難準備や避難開始）のためのトリガーとなる情報を明確化し、これらのトリガー情報について適切なタイミングで緊急速報メールを配信するための仕組みを構築。 ○水害・土砂災害に関する緊急速報メールについて、緊急性とその内容が的確に伝わるよう、配信文例を作成し関係者間で共有し、自治体にも周知。 ○2018年の緊急点検を踏まえ、これまで別々に管理されてきた水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムによる情報提供を開始。 【砂防】 ○危険レベル（警戒レベル）を踏まえた土砂災害警戒情報を発表できるよう、参考となる発表文を見直し、運用。</p>		<p>実施済み。今後フォローアップ</p>	<p>奈良県、近畿地整、奈良地方気象台</p>
<p>・防災施設の機能に関する情報提供の充実</p> <p>【国・都道府管理河川共通】 ○ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する流域住民等へ周知。 ○ダム等の洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供等が必要なダムについては、関係機関と調整を図り、調整が整ったダム等から順次実施。 【都道府県管理河川】 ○都道府県ダムのうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。</p>		<p>実施済み。今後フォローアップ</p>	<p>奈良県</p>

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供</p> <p>【砂防】 ○スネークラインの公表等の土砂災害警戒情報を補足する情報に関する先進的な取組事例を協議会等の場を通じて都道府県に共有。 ○既存システムの改修に合わせて、順次スネークラインの公表等を実施。</p> <p>※スネークライン図は、縦軸を短期の降雨を表す指標の「60分間雨量」、横軸を長期の降雨を表す指標の「累加雨量指数」として、土砂災害発生の危険度を雨の降り始めから現在、そして3時間後の予測までの折れ線グラフで表したものです。この折れ線は、その変化の様子が蛇の動きに似ていることから「スネークライン」と呼ばれています。</p>		令和7年度	奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、葛城市、平群町、斑鳩町、明日香村、王寺町、河合町、大淀町、奈良県、奈良地方気象台
<p>・簡易水位計、量水標、CCTV カメラの設置検討・整備</p> <p>・レーダ雨量計等の代替手段の利用（情報提供場所の理解促進）</p>	AJ	令和7年度 令和7年度	10市13町1村、奈良県、近畿地整
<p>・ダム放流警報設備等の耐水化や改良</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ○ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。</p> <p>・浸水や停電により観測・監視できなくなる水位観測所への対策</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ○2018年の緊急点検を踏まえ、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所において、浸水・停電を実施。</p>		実施済み。今後フォローアップ 令和7年度	奈良県 奈良県、近畿地整

3)「2. (防ぐ)一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への取り組み」

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>■水防活動の強化に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進 ・出動基準の必要性の再確認、基準整備 	AQ	<p>令和7年度</p> <p>令和7年度</p>	10市13町1村、奈良県
<ul style="list-style-type: none"> ・水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施 ・関係機関が連携した実働水防訓練の実施(水防資材の点検管理含む) 	AR AS	<p>令和7年度</p> <p>令和7年度</p>	10市13町1村、奈良県、奈良地方気象台
<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模洪水を踏まえた浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の改修検討(自家発電装置等の耐水化など) ・想定最大規模洪水を踏まえた施設浸水を想定した業務継続計画等の検討 	AT	<p>令和7年度</p> <p>令和7年度</p>	大和高田市、大和郡山市、橿原市、御所市、生駒市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、奈良県
<p>■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要水防箇所の情報共有と関係市町等との共同点検の実施 	AQ AR AS	令和7年度	10市13町1村、奈良県、奈良地方気象台

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
■防災気象情報の改善に関する事項 ・メッシュ情報の充実(さまざまな地理情報との重ね合わせ等)・利活用の促進 ・警報等における危険度を色分け表示(分かりやすい表示)	AP	実施済み。今後フォローアップ 実施済み。今後フォローアップ	奈良地方気象台
■危機管理型ハード対策に関する事項 ・堤防天端の保護 ・裏法尻の補強	AY	令和7年度 令和7年度	奈良県、近畿地整

4) 「3. (回復) 氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする取組み」

主な取組項目	課題の整理番号	目標時期	取組機関
<p>■排水活動及び施設運用の強化に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水施設等の検討・整備 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 	<p>AU AV AX</p>	<p>令和7年度 令和7年度</p>	<p>10市13町1村、奈良県</p>
<ul style="list-style-type: none"> 排水設備の耐水性の強化 <p>【下水道・国管理河川】 ○浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減対策の検討や復旧資材の確保に着手。 ○2018年の緊急点検を踏まえ、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。</p>		<p>令和7年度</p>	<p>大和高田市、橿原市、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、王寺町、河合町、奈良県</p>
<p>■浸水被害軽減に向けた土地利用規制等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水被害軽減地区の検討 適切な土地利用の促進、周知 	<p>AW</p>	<p>令和7年度 令和7年度</p>	<p>10市13町1村、奈良県</p>

また、鉄道事業者の構成員は、減災に係る取組を実施していく。

7. フォローアップ

各機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

(附則)

本取組方針は、平成 28 年 10 月 11 日に策定

本取組方針は、平成 30 年 3 月 26 日に平成 29 年 8 月 30 日の協議会規約の改正に伴う改訂、県管理区間の取組等の追加に伴う改訂

本取組方針は、令和 2 年 7 月 15 日に緊急行動計画の改定（H31.1.29）を反映

本取組方針は、令和 4 年 3 月 31 日に目標年次変更に伴う改定